

社援発0411第16号

平成30年4月11日

各 民間団体の長 殿

厚生労働省社会・援護局長

( 公 印 省 略 )

介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業の実施について

標記については、福祉・介護の魅力や社会的評価の向上を図り、福祉・介護分野での多様な人材の参入を促進することを目的として、別紙のとおり「介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業実施要綱」を定め、平成30年4月11日から適用することとしたので通知する。

(別紙)

## 介護職のイメージ刷新等による人材確保対策強化事業実施要綱

### 1 事業の目的

福祉・介護の仕事の魅力を伝え、福祉・介護に対して抱いているイメージを変えるため、福祉・介護について理解を促進するための体験型・参加型イベントの開催や世代横断的な広報活動の展開を行い、福祉・介護分野への多様な人材の参入促進を図ることを目的とする。

### 2 実施主体

実施主体は、公募により採択された法人とする。なお、実施にあたっては、複数の法人で連携して実施することも可能とする。

### 3 事業内容

事業内容は次の通りとし、次の（１）及び（２）に掲げる事業を必ず実施するものとする。

#### （１）福祉・介護の体験型・参加型イベント実施事業

中学生や高校生、大学生などの若者世代を主な対象として、楽しみながら福祉・介護を体験したり、学習することによって、福祉・介護の現場で働くことに対する興味、関心を高めることを目的として行う以下の（ア）から（エ）までの事業。

##### （ア）体験型・参加型イベントの企画委員会の設置

体験型・参加型イベントの企画内容を検討するため、学識有識者、職能団体、事業者団体、教育関係団体等からなる企画委員会を設置する。

企画の検討にあたっては、介護分野に関心を持つ者の参入促進が図られるような内容や、介護の仕事に関する正しい知識、理解が得られるような内容となるよう、イベント参加者の対象像を明

確にすることとする。

(イ) イベントの周知

(ア)で企画したイベントへの参加促進のため、WEB 広告や SNS、チラシ等の宣伝媒体を活用した周知を行う。

(ウ) 体験型・参加型イベントの実施

イベントの開催にあたっては、来場予定者数の規模や交通アクセスなどを勘案し、会場を選定する。

イベントでは、福祉・介護について簡単に学べる機会や、ICT、介護ロボットを活用した事業所の取組や、現場で働く様々な職員からのメッセージの紹介などを盛り込むこと。

また、福祉・介護の魅力を伝えるためには、福祉・介護の仕事に従事している職員の実態について知ることが不可欠であることから、職能団体や事業者団体等の協力を得ながらイベントを開催することとする。

(エ) 成果の報告

実施主体は、イベント参加者等へのアンケート調査や聞き取り等により、事業の効果を検証するとともに、次の①から③に掲げる内容を盛り込んだ報告書を作成の上、平成 31 年 4 月末日までに電子媒体（USB メモリを除く）により厚生労働省社会・援護局福祉基盤課まで提出するものとする。

- ① 事業全体の実施スケジュール
- ② 事業広報のために導入した（イ）の情報発信ツールの種類及び活用規模（情報発信回数、掲載記事数など）、ツール導入の効果やメリット、デメリット
- ③ イベント参加者の介護に対する意識変化

(2) 福祉・介護に対する世代横断的理解促進事業

福祉・介護の魅力を伝達し、福祉・介護に対して抱いているイメージを変えるなど、若年層から中高年齢層までの幅広い世代に対して、世代横断的に福祉・介護の仕事に関する理解を促進するために行う以下の(ア)

から（エ）までの広報事業。

（ア）広報企画の立案

学識有識者や職能団体、事業者団体、教育団体等の協力を得ながら、福祉・介護の仕事に関する理解促進に係る広報事業の企画内容について検討を行う。

企画の検討にあたっては、対象者像に応じて複数の広報媒体を使い分けたり、幅広い世代に対して訴求可能な広報媒体を活用するなど、広報の手法、内容を工夫することで世代横断的な理解促進を図ることとする。

（イ）広報媒体の作成、配信

（ア）で検討した企画に基づき、福祉・介護の魅力を積極的に伝え、そのイメージが変わる広報媒体の作成、配信を行う。

なお、広報媒体作成のための取材、調査にあたっては、情報の正確性や個人のプライバシーに十分配慮した上で行うものとする。

（ウ）広報のための情報発信プラットフォームの構築

事業の広報や、福祉・介護の仕事に関する情報発信、国や都道府県の施策情報の発信を行うための、情報発信のための窓口サイトの開設及び維持管理、運営を行う。

（エ）成果の報告

事業の成果を取りまとめ、（イ）で作成した広報媒体とともに平成31年4月末日までに電子媒体（USBメモリを除く）により厚生労働省社会・援護局福祉基盤課まで提出するものとする。

#### 4 国の補助

国は、本事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。

#### 5 事業採否の決定方法

本事業の実施主体は、別に定める評価委員会における事業の評価を踏まえ、予算の範囲内で決定するものとする。

## 6 留意事項

- (1) 事業の実施にあたっては、職能団体や事業者団体、地方公共団体などの関係団体と連携を取りながら事業を進めるものとする。

なお、関係団体との連携にあたっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課と協議の上、要請を行うものとする。

- (2) 各事業の実施にあたっては、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課と定期的な連絡及び協議をしながら進めるものとし、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課の指示に従うこと。